

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が運営する介護事業・障害福祉サービス等の事業所（以下、「事業所」という。）における、感染症の予防及びまん延の防止のため本指針を定める。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための基本的な考え方

本会が運営する事業所において、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者や障害者が利用し感染が広がりやすい状況があることから、利用者・利用者家族及び職員の安全を確保するための措置を講じ体制を整備する。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための組織

本会は、感染症発症及びまん延防止等に取り組むため、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（１）委員会の目的

本会事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

（２）委員会の構成員

- ①事務局長
- ②事務局次長
- ③生活支援課長
- ④事業所長・施設長
- ⑤事業所の管理者
- ⑥サービス提供責任者
- ⑦サービス管理責任者
- ⑧感染対策の知識を有する者

（３）委員長

本委員会の委員長を事務局長とする。

（４）副委員長

本委員会の副委員長を生活支援課長とし、委員長を補佐する。

（５）感染対策担当者

各委員のうち、管理者、サービス提供責任者又はサービス管理責任者を感染対策担当者とする。

（６）委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、原則として３か月に１回以上開催するとともに、感染症が流行している時期においては必要に応じて随時開催する。

（７）委員会の役割

- ①事業所内感染対策の立案
- ②感染症発生時の対応の検討

③情報の収集、整理、全職員への周知

④行動マニュアル等の作成

⑤事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

(8) 委員会の事務局は生活支援課とする。

3 平時の対策

事業所ごとの「感染症発生時における業務継続計画（BCP）」、「介護現場における感染対策の手引き」（厚労省）、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（厚労省）に沿って、感染症の予防及びまん延の防止について、以下のとおり努める。

(1) 利用者等の健康管理

(2) 職員の健康管理

(3) 標準的な感染予防策

(4) 事業所内の衛生管理

(5) 職員研修の実施（訪問サービス事業所：年1回以上、通所サービス事業所：年2回以上）

4 発生時の対応

(1) 本会事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。委員会はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2) 速やかに所轄庁へ報告する。

(3) 感染拡大の防止について、所轄庁・保健所からの指示に従い、協議する。

(4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5 閲覧

本指針は、利用者・利用者家族や関係機関等がいつでも閲覧できるよう、本会事業所の事務室に備え付けるとともに、本会ウェブサイトにも公開する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和8年8月1日から施行する。